



あじさいは栃木市の花です。
あじさいの大輪の花は、
在宅医療・介護関係者の
連携の象徴です。

あじさいだより

今回は歯科診療と下都賀歯科医師会の医療連携について説明します

○歯科訪問診療とは？

在宅や施設などに於いて疾病、傷病のため、通院による歯科治療が困難な患者さんや継続的に歯科診療(口腔ケア、摂食・嚥下リハビリテーションを含む)が必要な患者さんに行うものです。訪問する歯科医院から半径 16 km 以内に限り保険診療の利用が可能です。

○歯科訪問診療の役割と歯科医師の使命

いつまでも食べる喜びと生きる喜びを支える役割と使命があります。
口から食べることは真の栄養になり、生きる喜びと共に病気の回復に繋がります。
私達歯科医師は、安全に口から食べることを支援します。そして多くの職種と連携して患者さんに喜んでいただくことが最大の喜びでもあります。



○歯科診療の具体的内容

在宅での抜歯や小さな外科手術を含むカリエス(虫歯)の治療。歯周病の治療、口腔ケア、義歯の修理・作成、麻痺などがあり摂食・嚥下が困難な方へのリハビリテーション等を行います。それらを担当医師、薬剤師、ケアマネジャー、訪問介護員、リハビリ専門職等、必要な多職種と連携を取りながら行います。



歯科訪問診療の依頼は、下都賀歯科医師会医療連携室、又は担当ケアマネジャーにご相談下さい。

下都賀歯科医師会医療連携室 ☎0282-20-1817 Fax 0282-20-1818



歯科衛生士が行う、介護保険における口腔関連のサービスについて説明します

○訪問歯科診療における歯科衛生士の役割

高齢、病気、障害などご自身で歯科医院に通院することが困難な要介護状態の方の自宅や施設、病院を訪問し、口腔内や義歯の衛生管理(清掃)のみならず、摂食嚥下等の口腔機能、食形態、誤嚥性肺炎の予防などの口腔衛生管理を行い、必要に応じて技術的助言・指導を行います。



介護保険における口腔関連のサービス

介護保険施設



口腔衛生管理

施設職員への口腔衛生関連に関わる助言や入所者へ直接、

- ① 口の中の状態説明
- ② 口腔衛生指導
- ③ 義歯清楚・指導
- ④ 食事姿勢や食環境の指導などを行います(月2回実施可能)

通所介護、短期リハビリテーション



口腔機能向上

要支援者や要介護者で口腔機能の低下している者又は、その恐れがある者を対象に

- ① 口腔機能向上の必要性についての教育
- ② 口腔清掃の自立支援
- ③ 摂食・嚥下機能等の向上支援を行います

居宅(自宅)



居宅療養管理指導

歯科訪問診療を行った利用者又は家族に対して居宅を訪問して、管理指導計画に基づき療養上必要な実施・指導を行います



在宅へ訪問しケアをする歯科衛生士



かかりつけ医または、担当のケアマネジャーへご相談ください😊

発行先 栃木市在宅医療・介護連携推進会議

問い合わせ先 栃木市在宅医療・介護連携支援センター TEL: 0282-21-7196
(通称: あじさいセンター)

栃木市地域包括ケア推進課 TEL: 0282-21-2239

